

# 職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615 FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: [office@g.kyodai-union.gr.jp](mailto:office@g.kyodai-union.gr.jp)

## タテカン訴訟 第1回口頭弁論

8/5(木) 14:30~

京都地裁

第101号法廷

～京都大学の歴史的・文化的景観をとりもどす～



京都市の行政指導に基づき京都大学が2018年5月からキャンパス内外の立看板を一方的に撤去した問題について、京大職組は本年4月に京都市および国立大学法人京都大学を被告とする損害賠償請求訴訟を提起しました（経緯については職組ニュース2020年5号で紹介しています↓）。

[http://kikanshi.kyodai-union.gr.jp/kumi-ai\\_news/20/210331\\_05th.pdf](http://kikanshi.kyodai-union.gr.jp/kumi-ai_news/20/210331_05th.pdf)



この裁判の第1回口頭弁論が8月5日14時30分から京都地方裁判所101法廷において開催され、原告と各被告代理人が出席しました。

書面の内容の陳述後、原告側から、村山晃弁護団長と大河内泰樹京大職組委員長とが意見陳述を行いました。京都で歴史的景観を保護することは重要ですが、京大名物のタテカンはそれ自体が歴史的・文化的景観を造っていたものであり、それを撤去しても見えるのは垣根や柵にすぎません。また同じ道路に面した反対側の市街地には商業広告がたくさん並んでいるのに、京大側だけをゼロにするのは不合理な差別です。京大職組が数十年にわたって同じ場所に掲

示を出してきたことは大学と労組との間の労使慣行として確立していたのに、話し合いもなくこれを強制撤去したのは労働者の権利をふみにじるものです。

新型コロナウイルス感染症対策のため、積極的な傍聴の呼びかけはしませんでした。多くの支援者が集まり、抽選が実施されて傍聴席は満席となりました。終了後、京都弁護士会館地下ホールにて報告集会を開催し、弁護団と原告からこの裁判での主な主張と進行を紹介した後、活発な質疑応答が行われました。集会にも報道機関や原告メンバーを始め、学生や地域住民の方々を含んで会場とオンラインでご参加いただき、合計約50人の出席がありました。ありがとうございました。

この後、9月3日と10月5日の弁護団会議を経て、次回の口頭弁論は、

2021年11月11日(木) 14時30分から  
京都地裁101号法廷

で行われます。引き続き、ご注目とご支援をお願いいたします。

高山 佳奈子 (京大職組 副中央執行委員長)